

【1979年10月19日】老人医療制度についての橋本厚生大臣私案

橋本厚生大臣

橋本厚生大臣私案

<老人医療費の財政調整（案）>

1. 実施主体

国が老人医療費についての財政調整を行う。

2. 対象

国保を含めた医療保険制度の全保険者を対象とする。

3. 調整方法

70歳以上の老人の医療費の一部（例えば3割程度）を各保険者の加入者数で接分する。

（別案）老人医療費の一部（例えば3割程度）を各保険者の被保険者数（国保は世帯主数）で按分するとともに、あわせて、被用者保険間で老人医療費の一部（例えば5割程度）について、財政力に応じた調整を行う考え方もある。

4. 国庫負担

調整の結果、各保険者が負担することとなる老人医療費に対して、各制度ごとの負担率で、国庫負担を行う。

<中高年者の保健事業（案）>

1. 実施主体...市町村

2. 対象者...40歳以上の住民

3. 事業の内容...市町村が地域の特性に応じて定める。

（健康増進、健康教育、健康相談、健康診断、生活指導、機能回復訓練等）

4. 費用負担...公費負担とする。

老人医療費についての財政調整の結果、減少する国庫負担を充てるほか、受益者負担も考慮する。

<試算>

（単位：億円）

区分	被用者保険	国保	計
老人保険給付費	7,700	11,290	18,990
調整後の出入り			
保険給付費	1,930	1,930	0
保険料	1,800	870	930
国庫負担	130	1,060	930
70歳以上加入率（%）	3.4	9.2	5.5

（55年度分）